

農作業安全確認運動の展開について

3年後の令和4年の農業機械作業に係る死亡者数（平成29年：211件）の半減を目標に、令和2年からの3年間を集中対策期間とするとともに、毎年春（3～5月）と秋（9～10月）に重点期間を設定して、農業機械作業安全に係る各種の運動を展開する。

1. 取組方針

農作業安全確認運動が全国で一体となって推進されるよう、重点推進テーマを設定し、運動の浸透・充実を図る。

(1) 重点推進テーマ

「見直そう！農業機械作業の安全対策」

農作業死亡事故の更なる減少を実現するためには、安全意識の向上や安全行動の呼びかけに加え、特に死亡事故が多発している農業機械作業について安全対策を農業者個人及び地域全体で強化することが重要である。

そこで、令和元年以降、作業機付きトラクターの公道走行が可能となり、農業者が農業機械の灯火器類の確認等を行う機会が増加するタイミングと合わせて、農業機械作業の安全対策を見直す運動を全国的に展開することとする。

特に、乗用型の農業機械作業におけるシートベルト・ヘルメットの着用徹底により、転落・転倒死亡事故（平成29年：91件）の大幅減少を目指す。

(2) 取組内容

この秋の農作業安全確認運動期間においては、以下の取組を推進する。

① 重点推進テーマに基づいた推進活動

(ア) 全国的に特に死亡事故が多く発生している乗用型トラクターについて、作業機を付けた状態で公道走行する際に必要となる灯火器設置等の対応を周知するとともに、安全フレームやシートベルト等が装備されていないトラクターの所有者にはこれらの追加装備や買い替え等の対策を呼びかける。

(イ) 農業機械の整備不良を要因とした農作業事故を防止する観点から、現場における農業機械の日常的・定期的な点検・整備の励行を促す。

(ウ) 乗用型トラクターの安全フレーム等の効果を発現するため、乗車時のシートベルト・ヘルメットの着用徹底を呼びかける。

② その他の継続的な取組

(ア) 農作業事故情報の収集、周知及び分析は、事故防止の取組を進める上で極めて重要であることから、都道府県、農機メーカーや販売店等を通じた農作業事故情報の収集を更に強化し、その概要を毎月公表するとともに、事故分析情報を活かし農業現場での安全利用や農業機械の安全設計の促進を図る。

(イ) 農作業事故防止に向けた取組は、GAPで取り組む労働安全管理と密接に

関連することから、GAPの周知・実践の促進を通じた現場での改善を図る。
(ウ) 地域毎の労災保険特別加入制度の加入状況を踏まえ、農業団体における労災保険特別加入団体の設置の促進と労災保険特別加入制度への農業者の加入促進を図る。

2. 運動期間

令和2年9月1日（火）～10月31日（土）（2か月間）

※各地域の営農形態等を踏まえ、運動期間が前後しても良い。

3. 進め方

(1) 全国の行政機関、農機販売店、生産者団体など関係機関の参画を得て、以下の取組を一体的に推進するとともに、各機関の特性を活かし、取組方針に沿った活動を各々展開する。

- ① 各地方ブロック単位での農作業安全ブロック推進会議や、都道府県単位・地域単位での農作業安全推進会議等を開催し、地域における関係機関間の連携強化や情報共有、普及啓発方策の検討等を行う。
- ② 農業者のみならずその家族等に対しても安全意識の向上が図られるよう、地域での事故事例や農作業安全リスクカルテ等の啓発資材を活用した「声かけ」（注意喚起）を実施するとともに、回覧板や広報誌、広報車等、様々なツールを用いて1人でも多くの農業者に所要の情報を届ける。

また、啓発資材による注意喚起として、

(ア) 農作業安全ポスター（全国に約2万枚配布）等の活用を推進する。

(イ) 現場での取組を後押しするテーマごとの動画を作成し、「+（プラス）安全」（後述）等の取組での活用を図る。

- ③ 農業者等が参加する多種多様な会議、集会、講習会、イベント等で農作業安全に係る話題を取り上げ、農業者等の安全意識の向上を図る「+（プラス）安全」の取組を実施する。

(2) 期間終了後、参画機関は、推進会議の実施状況等取組内容の整理や参加農業者数等を把握するとともに、取組結果等を検証し、今後の活動の改善方策を検討する。

4. 事務局

農林水産省生産局技術普及課生産資材対策室（安全指導班）

担当：藤澤、小屋松

電話：03-6744-2182